

新居浜市上工下水道施設包括委託事業

特定事業の選定

令和 7 年 4 月

新居浜市上下水道局

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 7 条の規定に基づき、新居浜市上工下水道施設包括委託事業を特定事業として選定したので、P F I 法第 11 条の規定に基づき特定事業の選定に係る客観的な評価の結果を次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 28 日

新居浜市長 古川 拓哉

1. 事業概要

1-1. 事業の名称

新居浜市上工下水道施設包括委託事業

1-2. 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は以下の通りである。

(1) 公共下水道事業 ※一部公共下水道以外の施設を含む

①処理場施設

- ・新居浜市下水処理場 1 箇所
- ・し尿浄化槽汚泥受入施設 1 箇所

②下水道管路

- ・汚水管路：454.2km
- ・汚水マンホールポンプ場：13 箇所

③雨水ポンプ場等

- ・雨水ポンプ場：西原雨水ポンプ場ほか 10 箇所
白浜排水ポンプ場ほか 25 箇所（公共下水道以外の施設）
- ・樋門：14 箇所（19 基）
- ・スクリーン：12 箇所（13 基）

(2) 水道事業

①水源施設

- ・水源地：22 箇所
- ・送水場・中継場：9 箇所
- ・配水池：9 箇所

②水道管路（基幹管路）

- ・管路：34.5km（配水φ400以上：7.3km 送水：14.9km 導水：12.3km）

(3) 工業用水道事業

①工水施設

- ・取水施設：取水口 2 箇所
取水堰 1 箇所
- ・導水施設：導水路 0.4km
余水吐 1 箇所
接合井 1 箇所
取水測定器 1 箇所
- ・配水施設：配水池 1 箇所
配水測定器 1 箇所
- ・給水施設：給水測定器 1 箇所
- ・管理施設：山根配水場管理棟 1 箇所

②工水管路

- ・管路：7.8km（配水：7.4km 導水：0.4km）

なお、改築により整備された施設及び新たに整備された施設のうち、上記の各事業の管路施設に該当する施設については、工事毎に完工したものから上記に含まれるものとする

る。

※対象施設は令和6年3月末時点の数量である。

1-3. 公共施設等の管理者の名称

新居浜市長 古川 拓哉

1-4. 事業方式

本事業は、上工下水道施設の維持管理と事業期間中の維持管理を踏まえた改築について一体的にマネジメントする、いわゆる「管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）」と、関連する業務を「仕様発注」として組み合わせた、図1に示すような事業方式とする。

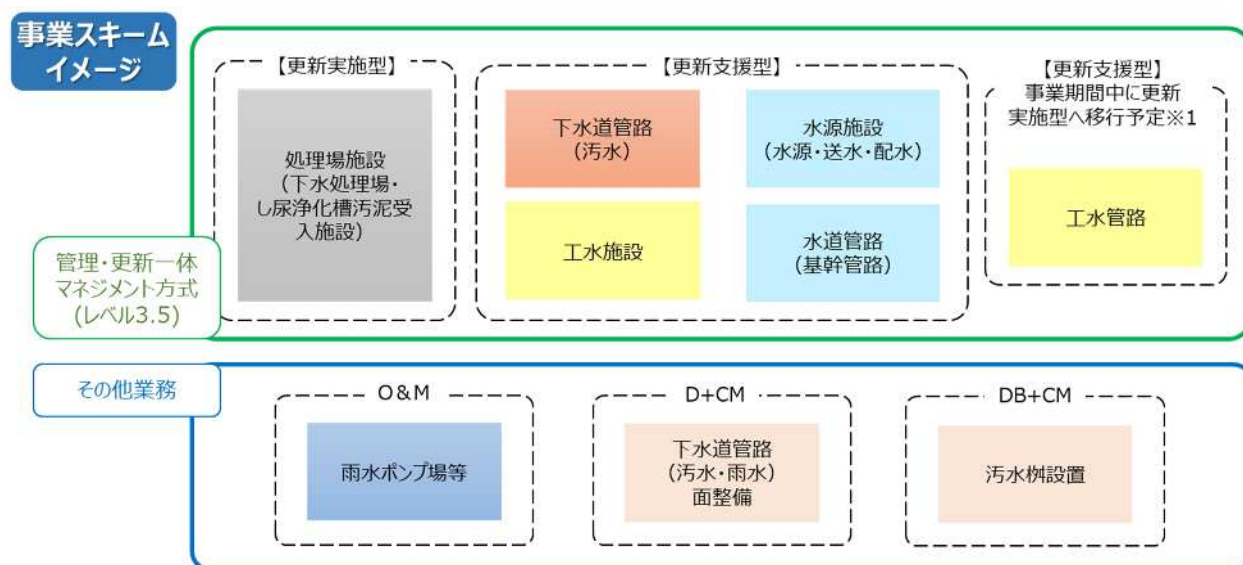


図1 本事業に係る事業方式のイメージ

※1 更新実施型への移行時期は確定していない。

なお、本事業は、優先交渉権者と市との間で締結した基本協定に基づき、優先交渉権者が本事業の遂行を目的として設立する特別目的会社が、市と締結する実施契約に従って事業を実施することを予定している。

1-5. 事業期間

本事業の事業期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までとし、契約書及びその他関係書類（要求水準書及び提案書等）に従い事業を実施する。ただし、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までの期間は、移行期間（業務準備期間）とし、事業者は市又は市の指定する者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。

1-6. 事業範囲

(1) 義務事業

本事業において義務事業とする対象施設ごとの対象業務は、表に示すとおりである。

表1 本事業の対象施設ごとの対象業務

	業務の形態	区分	対象施設		対象業務			
管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）	更新実施型	下水	処理場施設（下水処理場・し尿浄化槽汚泥受入施設）	機械設備・電気設備・土木・建築	運転管理（運転・水質管理・調達管理・保安管理・事業PR）、保守管理（保守点検・衛生管理）、修繕（定期修繕・突発修繕）、廃棄物管理、情報管理			
					改築計画			
					改築実施設計			
					改築工事、整備工事			
	更新支援型	下水	下水道管路（汚水）	管渠・人孔・汚水桝・取付管・汚水マンホールポンプ場	保守管理（保守点検・調査清掃）、修繕、情報管理			
					改築計画			
					改築実施設計			
					工事監理			
		上水	水道管路（基幹管路）	導水管・送水管・配水管	保守管理（保守点検）、修繕、情報管理			
					改築計画			
					改築実施設計			
					工事監理			
		上水	水源施設（水源・送水・配水）	地下水監視局・水源地・送水場・配水池・水質計器	管理（調達管理）、保守管理（保守点検・衛生管理）修繕、情報管理			
					改築計画			
					工水	工水施設	取水施設・導水施設・配水施設・給水施設・管理施設	管理（取水配水管理・緊急対応・調達管理）、保守管理（保守点検・衛生管理）、修繕、情報管理
								改築計画
	更新支援型 ↓ 更新実施型	工水	工水管路	配水管・導水管	保守管理（保守点検・清掃）、修繕、情報管理			
改築計画								
改築基本設計、改築実施設計								
工事監理								
その他業務	仕様発注	下水	雨水ポンプ場	機械設備・電気設備・土木・建築・沈砂池	運転管理（運転・調達管理）、保守管理（保守点検・衛生管理）、修繕、浚渫、廃棄物管理、情報管理			
			樋門・水門等	機械設備・電気設備・土木・建築	運転管理（運転）、保守管理（保守点検・衛生管理）、修繕、情報管理			
	D+CM	下水	下水道管路面整備	汚水管 雨水管	実施設計			
					施工管理			
	DB+CM		汚水桝設置	汚水桝・取付管	実施設計			
					設置工事			
					工事監理・検査			

(2) 附帯事業

附帯事業とは、現状に捉われない新たな取り組みを導入し、義務事業と一体的に行うことにより、費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

(3) 任意事業

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

1-7. 事業者の収入（事業の費用負担）

(1) 義務事業

①管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）

市は、管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）の実施に要する費用を負担する。なお、その負担予定額等の詳細は市と選定事業者との協議の上、実施契約に定める。

②その他業務

市は、その他業務に係る費用の全てを負担する。その負担予定額等の詳細は市と選定事業者との協議の上、実施契約に定める。

(2) 附帯事業

市は、附帯事業に係る費用の全てを負担する。その負担予定額等の詳細は市と選定事業者との協議の上、実施契約に定める。

(3) 任意事業

事業者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。

なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

2. 評価の内容

2-1. 評価の方法

本事業のうち、附帯事業及び任意事業を除いたものを対象として、市が自ら実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものと、包括委託として事業者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものとを比較し、事業費総額の縮減が期待できることを選定の基準とする。

また、上記の事業費総額の縮減に加えて、本事業を包括委託として事業者が実施する場合の定性的な評価を行う。

2-2. 定量的評価

(1) 前提条件

市が自ら実施する場合及び包括委託として事業者が実施する場合の予定事業費の算定に当たり、設定した主な前提条件について次の表に示す。なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

表2 評価前提条件の比較

区分	市が自ら実施する場合 (PSC※1)	事業者が実施する場合 (PFI-LCC※2)
共通の条件	○事業期間：10年（令和9年4月～令和19年3月） ○割引率：0.3% ○物価上昇率：見込んでいない	
人件費	○令和5年度の新居浜市管理時における実績をもとに算定	○業務の効率化により一定の減員が実現するものとして算定
維持管理に関する費用	○将来予測水量及び令和3年度～令和5年度までの実績等を元に算定	○効率化（一括発注・他分野連携・性能発注）により一定のコスト削減が実現するものとして算定 ○事業者が実施する統括管理業務費（SPC運営経費等）を考慮
各種計画支援に関する費用	○想定される業務について各積算規準に基づく算定値及び過去の実績をもとに算定	○同左
改築に関する費用	○市の策定している改築更新計画をもとに算定	○発注時期の創意工夫、一括発注による効率化、維持管理との一体化による仕様の最適化などによりコスト削減が実現するものとして算定
汚水桝設置に関する費用	○将来予測及び令和4年度～令和5年度までの実績等をもとに算定	○同左

(2) 算定結果

上記(1)の前提条件に基づき、市が自ら実施する場合と、包括委託として事業者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものとを比較した結果、約1.4%の縮減が期待できることが確認された。

なお、PSC及びPFI-LCCについては、事業者選定等において正当な競争性が阻害される恐れがあるため、公表しない。

※1 Public Sector Comparator：市が自ら実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したもの。

※2 Life Cycle Cost：包括委託として事業者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したもの。

2-3. 定性的な評価

本事業を包括委託として実施することにより、以下に示すような定性的効果を期待できる。

(1) 上工下水道事業一体での中長期視点にたった事業運営

3事業全体を俯瞰し、経営資源の最適な配分をすることに、中長期的な視点での事業運営が可能となり、全体でのコスト抑制が期待できる。

(2) 民間の創意工夫の最大限活用

維持管理と更新を一体的に実施することで、事業にかかるトータルコストの削減、DXの推進、脱炭素化等が期待できる。

(3) 地元企業との最大限の連携、災害・事故等への緊急対応力の強化

地元企業との連携や地域人材の雇用促進が図られるとともに、知識・技術継承を図られ、災害・事故等が発生した場合に迅速かつ的確に対応できる体制が期待できる。

(4) 官民の最適な役割分担による事業の最適化

事業の進捗に応じて対話を重ね、必要に応じて見直すことにより、常に事業の最適化が図られる。

(5) 受発注者の業務効率化によるサービス水準向上

官民ともに担い手の減少が見込まれる中、上工下水道事業に係る多種多様な業務について、官民が連携して取り組むことで、事業全体の業務効率化が図られ、サービス水準の向上が期待される。

2-4. 総合評価

本事業は、PFI法に基づく特定事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、定量的評価において、事業期間中の事業費総額を約1.4%（現在価値換算後）縮減できることに加え、定性的な効果も期待できることが確認された。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。